

(平成21年9月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福井地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

## 福井国民年金 事案 166

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 6 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月から 37 年 3 月まで

社会保険事務所で国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納である旨の回答を受けた。

私たち夫婦は、昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足当初から共に国民年金に加入し、以降、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

私の夫は、夫自身と私の国民年金保険料を常に一緒に納付していたので、申立期間の保険料も納付してくれたはずである。申立期間の国民年金保険料について、夫が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料は、昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足当初から国民年金加入期間について、申立期間を除きすべて納付済みである（国民年金保険料は申立人の夫が納付）。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されている上、夫婦の国民年金保険料の納付日は、確認できる限りすべて同一日に納付されており（昭和 36 年度、37 年度、40 年度から 44 年度までの期間、63 年度及び平成元年度）、申立人の夫が夫婦の保険料をまとめて納付していたものと考えられる。

さらに、申立人の夫は、国民年金制度発足当初の昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達する平成 2 年 3 月までの国民年金保険料をすべて納付しているほか、昭和 46 年 1 月からは定額保険料に加え付加保険料を納付するなど、納

付意識が高いとみられる。

加えて、申立人の夫は、申立期間と同じ昭和 36 年 6 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料を 55 年 6 月 17 日に特例納付しており、納付意識が高い申立人の夫が、申立人の短期間である申立期間の保険料を未納とすることは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 福井厚生年金 事案 177

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和32年4月1日から同年12月23日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月23日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和31年4月1日から同年12月31日まで  
② 昭和32年4月1日から同年12月31日まで

私は、A株式会社に入社した数年後に、新しく入社してきた者から年金制度を知り、同僚数人と共に会社に厚生年金保険への加入を申し入れ、昭和30年6月1日から加入できることになった。

私の業務は、現場作業であったので、積雪のある冬季は仕事ができず休業し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したが、毎年春から12月末日までは再び業務に従事し、厚生年金保険に加入し保険料も給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者資格に2年の空白期間があることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が提出した集合写真及び申立人が所属していた現場の複数の同僚の供述から、申立人が昭和32年4月1日からA株式会社に勤務していたものと推認できる。

また、申立期間②当時、申立人と共に同じ班に所属し業務内容や勤務形態が同一であった同僚12名のうち、社会保険庁のオンライン記録で氏名検索ができた9名のいずれもが申立期間②のころ、当該事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、「班長が退職した日（昭和 32 年 12 月 23 日資格喪失）の後は勤務していない。」と供述している。

これらの事実を総合的に判断すると、申立期間②のうち、昭和 32 年 4 月 1 日から同年 12 月 23 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同じ班に所属し業務内容や勤務形態が同一であった同僚の標準報酬月額から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間②当時の取締役及び事業主の親族はいずれも不明としているが、社会保険事務所が管理する申立期間②当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 32 年 4 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和 32 年 12 月 24 日から同年 12 月 31 日までの期間については、申立人が、「班長が退職した日の後は勤務していない。」と供述していることから、申立人は、当該期間について勤務していないと認められる。

申立期間①については、申立人と同じ班に所属し業務内容や勤務形態が同一であった複数の同僚の供述から、申立人が申立期間①のころ勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が同じ班の同僚として挙げた 5 名の申立期間①（昭和 31 年）における厚生年金保険の加入記録をみると、被保険者の資格を取得した者が 1 名のみとなっていることから、当該期間については、事業主が当該現場で勤務していたすべての従業員を厚生年金保険に加入させていない実態が見受けられる。

このほか、申立人の申立期間①及び申立期間②のうち、昭和 32 年 12 月 24 日から同年 12 月 31 日までの期間における厚生年金保険料の控除について事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び申立期間②のうち、

昭和 32 年 12 月 24 日から同年 12 月 31 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は昭和 23 年 7 月 9 日、資格喪失日は同年 10 月 30 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 23 年 7 月は 500 円、同年 8 月から 9 月までは 1,500 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 7 月 9 日から同年 10 月 30 日

私は、A株式会社（現在は、B株式会社）C工場に昭和 23 年 4 月 4 日に入社し、32 年 1 月 11 日まで継続して勤務していた。しかし、昭和 23 年 6 月に発生した震災により同社C工場が一時操業停止となり、復旧するまでの同年 7 月 9 日から同年 10 月 30 日までの期間、同社D工場勤務していた。

A株式会社C工場を退職したとき、脱退手当金を受け取ったが、同社D工場勤務していた期間（3か月）は脱退手当金に算入されていなかったため、同社D工場勤務していたこの期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社C工場に昭和 23 年 4 月 4 日に入社し、同年 7 月 9 日から同年 10 月 30 日まで同社D工場勤務した後、32 年に同社を退職した時に脱退手当金を受け取ったとしている。

また、E社会保険事務所が管理するA株式会社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と名前が一字相違する被保険者の記録が記載されているが、脱退手当金の支給記録と同名簿に記載されている厚生年金保険記号番号が同一であることから、申立人の記録であると認められ

る。

さらに、同名簿において申立人の備考欄には「23.7.9 転勤」と記載されていることが確認できる。

一方、F 社会保険事務所は、昭和 23 年\*月に火災に遭い、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を一部焼失しており、A 株式会社D工場に係る申立期間当時の年金記録については一部不明である旨回答していることから、社会保険事務所において記録管理が適切に行われていなかったと考えられる。

また、B 株式会社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、前述の被保険者名簿と姓名が同一であり、資格取得日が（昭和 23 年）7 月 9 日と記載されている被保険者記録が確認できる。同記録についても脱退手当金の支給記録と厚生年金保険記号番号が同一であることから、申立人の記録であると認められる。

さらに、事業主は、申立人がA株式会社C工場から同社D工場、C工場へ転勤しても正社員として継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除していたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA株式会社D工場における資格取得日は昭和 23 年 7 月 9 日、資格喪失日は同年 10 月 30 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所の前述の名簿から、昭和 23 年 7 月を 500 円、同年 8 月から 9 月までは 1,500 円とすることが妥当である。

## 福井国民年金 事案 167

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

22 歳になるころから、叔父である A 氏が社長をしていた① B 市 C 区 D に住み込みで働いていた。その当時、A 社長から、「会社で健康保険や年金の加入手続を行った。」と聞いていた。

①の事業所で 3、4 年勤務した後、体調を壊したので、A 社長の勧めで勤務条件の穏やかな② B 市 E 区 F (G 社長) に転職した。転職の手続は両事業主の話し合いで行われたが、転職する際、A 社長からは、「G 社長の事業所にも保険は有る。」と聞いていたので安心していった。②の事業所には住み込みで 1 年間ぐらい勤務した。

その後、③ B 市 C 区 F (H 社長) に住み込みで勤務していたが、同事業所の H 社長からも、「保険は有る。」と聞いていたので、昭和 41 年に私の妻が夫婦の国民年金の加入手続を行うまでは、私の年金等についてはすべて会社に任せていた。

①、②及び③の事業所は、いずれも厚生年金保険の適用事業所ではなかったが、それぞれの社長はしっかりした人物だったので、申立期間当時、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 5 月 7 日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、36 年 3 月 31 日にさかのぼって資格取得している。この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間は、現年度分保険料の納付方法では国民年金保険料を納付することができず、特例納付又は過年度納付により国民年金保険料を納付することになるが、申立人からはこれらの納付方法に関しての

具体的な申立てが無い。

また、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録、I市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録はすべて一致しており、行政機関の納付記録の管理に不自然さはみられない。

さらに、申立期間を含む昭和35年10月から41年4月までの期間（住み込みで勤務していた期間）の国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名は確認できない上、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録は確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間当時勤務していた①、②及び③の事業所に照会したが、①及び②の事業所は現存しておらず、双方の元事業主からは申立期間当時の国民年金の加入状況を確認できないほか、③の元事業主は、「申立期間当時は父の代のことであり、詳しい状況は分からない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月 1 日から同年 12 月 28 日まで  
私は、申立期間においてA有限会社でB（職務名）として従事していた。申立期間当時、報酬月額は18万円であったが、実家の両親に毎月10万円程度を送金していたのに、標準報酬月額が仕送額より低い6万円となっていることに納得がいかない。BとC（職務名）は同格なので、Cの報酬月額を確認すれば明確になるはずである。  
また、D組合の規定で報酬月額は最低 10 万円以上だったはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA有限会社でBとして従事し、報酬月額が18万円であったと申し立てている。

しかし、申立人が所持する船員手帳の職務欄には「E」（職務名）、更新・変更欄には「S49. 4. 16 E 港にて職務EをBに変更」と記載されており、入社当時、申立人は、Bでなかったことが確認できる。

また、申立期間当時の元事業主は、職務変更の経緯について、「申立期間当時、申立人は若く、実質的にはF（職務名）だったが、将来、上級免状取得時に有利となる措置として、実質的な職務と関係なく、船員手帳の職務欄をBに変更した。申立人の船員手帳における職務欄をEからBに変更した際、報酬額は変更しなかった。なお、EとFの報酬月額は同程度である。」と供述している。

さらに、当該事業所の船舶所有者別被保険者名簿をみると、標準報酬月額は職務によって決定されていることが認められ、申立人の職務欄には、

「甲」(F)の記載があり、同様に「甲」と記載されている同僚についても、標準報酬月額が申立人と同額の6万円と記載されていることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

加えて、当該名簿を見ても、標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及して訂正された<sup>こんせき</sup>痕跡は認められない。

また、元事業主は、標準報酬月額の算定方法について、「報酬は歩合制で、漁獲量によって大きく変動し、当年の報酬額が確定するのは漁期終了後の12月となる。このため、社会保険事務所に届け出る標準報酬月額は、前年の報酬額を基に算定した月額であり、当年の報酬額とは相違していた。」と供述していることから、申立て事業所が当年の報酬に基づいて標準報酬月額を算定していないことが確認できる。

さらに、D組合は、給与規定について、「昭和49年当時の資料は保存されていないが、報酬月額は各船主が決めるものであって、組合は関知しない。」と回答している上、申立期間当時の事業主及び申立人の同僚は「A有限会社は地元出身者でないため当該組合への加入はできなかった。」と供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間については、申立人が船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。